

一戸町公共施設等総合管理計画 (改訂)

一戸町

平成28年12月策定

令和4年3月改訂

目 次

はじめに.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 公共施設等の対象範囲.....	2
4. 計画の期間.....	2
第1章 人口・財政の状況.....	3
1. 人口推計.....	3
2. 財政状況.....	5
第2章 公共施設等の現状.....	10
1. 用途別公共施設の保有状況.....	10
2. インフラ資産の整備状況.....	15
3. 施設保有量の推移.....	18
4. 過去に行った対策の実績.....	20
第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等.....	21
1. 中長期的な経費の試算方式.....	21
2. 公共施設等の投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み.....	27
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	35
1. 現状や課題に関する基本認識(3つの課題).....	35
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(3つの視点).....	36
3. 具体的な取組方策.....	38
第5章 用途別の施設管理に関する基本的な方針.....	43
1. 公共建築物.....	43
2. インフラ資産.....	46
第6章 推進体制.....	47
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方.....	47
2. フォローアップの実施方針.....	48

はじめに

1. 計画の背景と目的

本町では、昭和40年代から50年代には学校教育系施設や公営住宅などに代表される公共建築物や、道路・橋りょう・上水道などのインフラ資産など、平成3年以降10年間は国の総合経済対策による町民文化系施設や道路、下水道のインフラ資産など町民ニーズに合わせた公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設等は老朽化が進み、間もなく建て替えや大規模改修の時期を迎えることから、修繕や更新が集中し、多額の費用確保が必要となることが予測されます。

一方、社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、地方交付税や国庫支出金など依存財源の縮減もあり、今後の厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の総量を維持することは困難であり、どのようにして適正に維持更新していくかが課題となっています。

このような中、東日本大震災以降、災害時における公共施設等の機能確保の必要性が再認識され、町民の安全確保のためには、保有又は管理する公共施設等の維持・更新が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対する財源も確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要なとされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、一戸町公共施設等総合管理計画(以下、「計画」という。)を策定しました。

また、本計画初版の策定後5年が経過し、平成30年2月、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が改訂されたことや、令和3年1月26日に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示されたことに伴い、令和4年3月に改訂を行いました。

2. 計画の位置付け

平成25年11月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本町の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各個別施設計画の指針となるものです。

また、「一戸町総合計画」や策定済みの個別施設計画と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

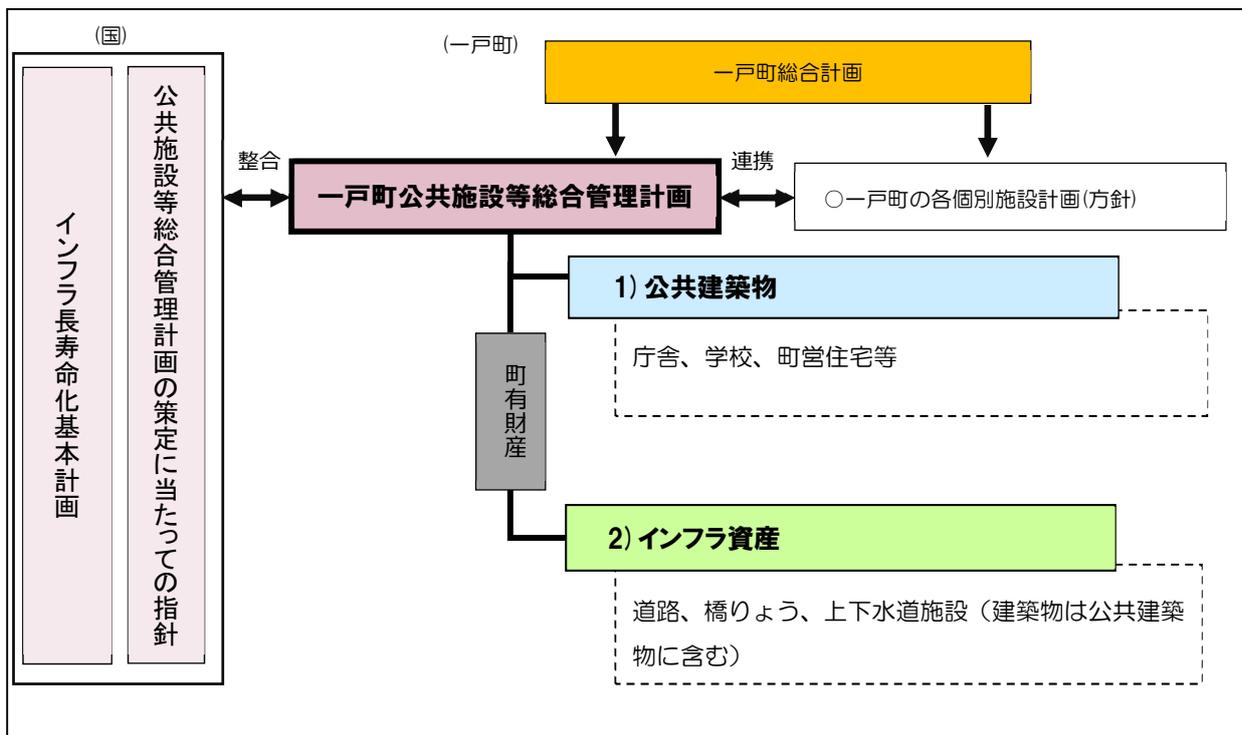


図 計画の位置付け

3. 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象施設は、町が保有・管理する公共建築物とインフラ資産とします。

(2) 作成に当たっての情報収集方法

平成28年3月末時点の『一戸町町有財産リスト』の情報(種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等)を基に、各課へのヒアリング調査(改修の履歴や維持管理費、利用者数等)の情報を加味して、整理を行いました。

また、施設の集計単位は、施設ごとに棟の情報等を整理しました。

公共施設の分類・整理は、一つの施設で複数の棟別に区分される場合があります。

(例：小学校の校舎、体育館など)

4. 計画の期間

計画期間は令和4年度から令和13年度までの概ね10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第1章 人口・財政の状況

1. 人口推計

本町の人口は昭和60年には2万407人でしたが、平成27年の国勢調査では1万2,919人となり、30年間で約36.7%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、令和27年には6,299人となり、平成27年と比較すると約6,600人、率では51.2%減少すると予測されています。

年齢別の人口構成については、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)は増加しており、平成27年には年少人口は10.0%を下回り、令和27年には老年人口が51.0%を上回る見通しとなっています。

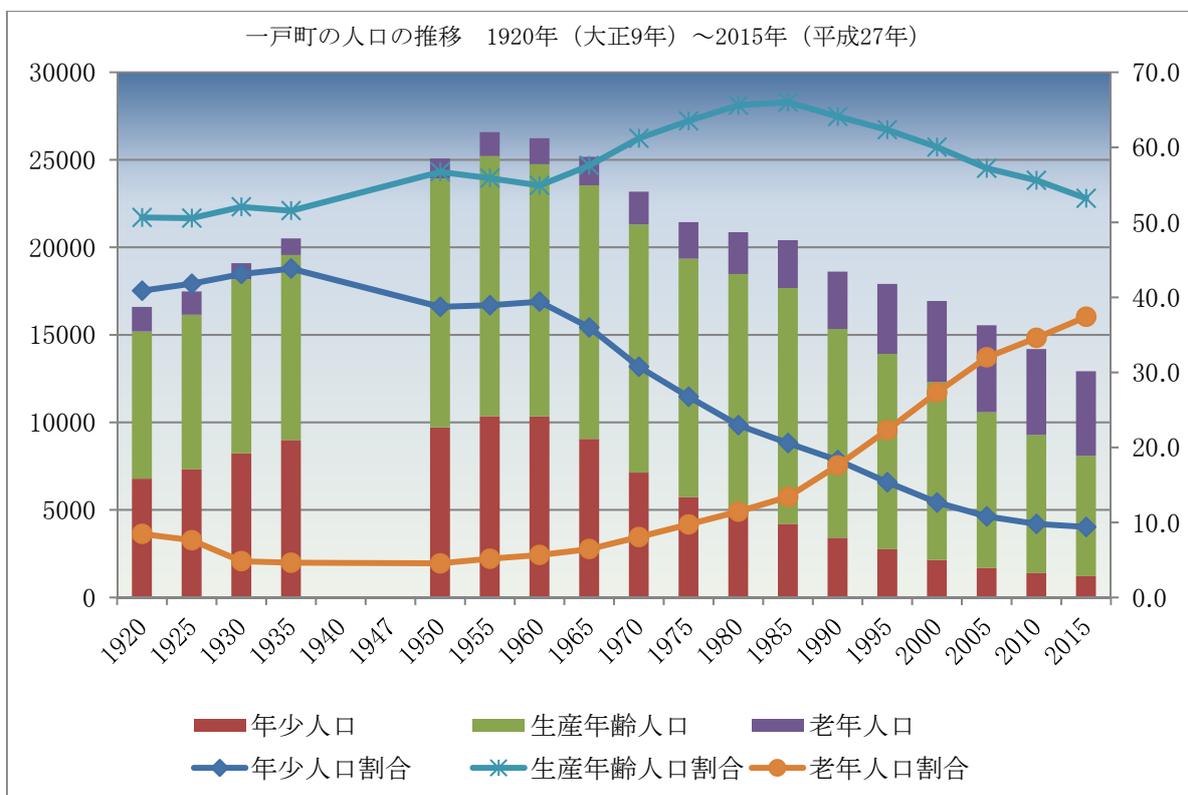


図1.1.1 人口推計の構成比(年齢3階層別)

出典：総務省「国勢調査」



図1.1.2 人口の見通し

出典：「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所) (2013 (H25) .3.27 公表)

【人口目標】 令和22年(2040年)人口9,000人 令和42年(2060年)人口7,000人

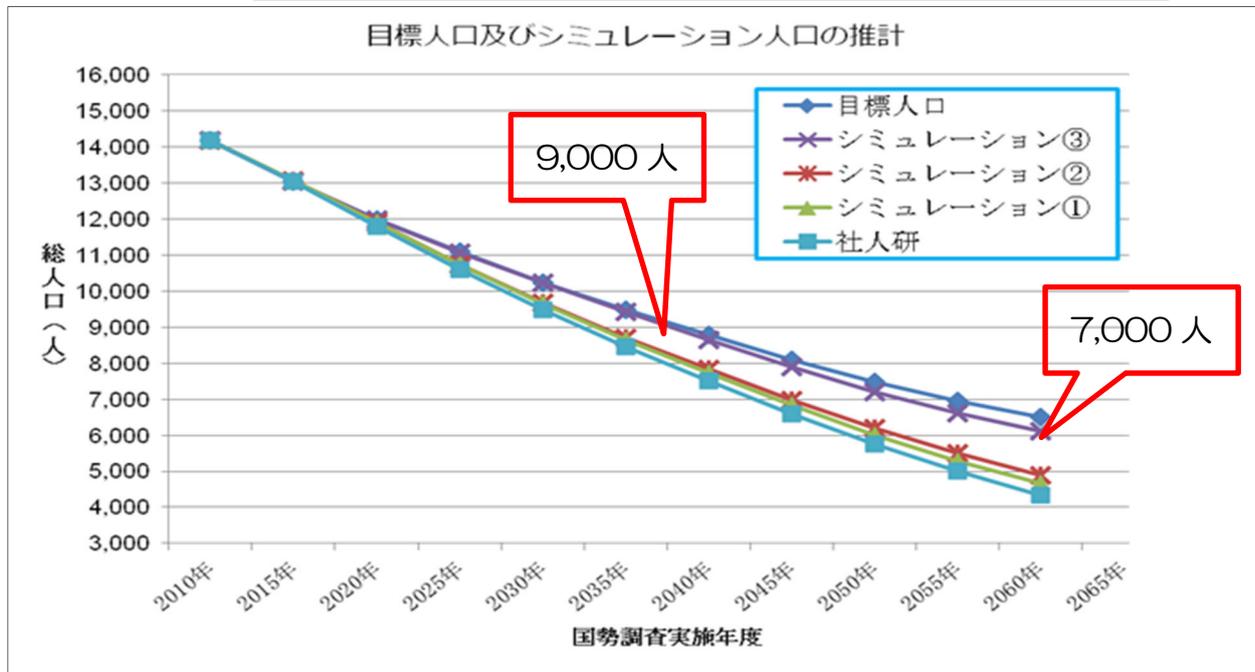


図 1.1.3 目標人口

- 【社人研の推計】 令和22年(2040年)人口7,506人 令和42年(2060年)人口4,342人
- ・社会移動の状況：現状のまま今後一定
- 【シミュレーション①(現状維持)】 令和22年(2040年)人口7,732人 令和42年(2060年)人口4,657人
- ・合計特殊出生率：1.47(2008～2012年の実績値)が今後一定
- ・社会移動の状況：現状のまま今後一定(社人研準拠)
- 【シミュレーション②】 令和22年(2040年)人口8,660人 令和42年(2060年)人口6,112人
- ・合計特殊出生率：1.47(2008～2012年の実績値)が今後一定
- ・社会移動の状況：10年間で社会減0
- 【シミュレーション③】 令和22年(2040年)人口7,832人 令和42年(2060年)人口4,896人
- ・合計特殊出生率：2040年まで段階的に増加し、合計特殊出生率1.84となり、その後一定
- ・社会移動の状況：現状のまま今後一定(社人研準拠)

2. 財政状況

(1) 歳入の推移

町の歳入は直近5年の平成28年度から令和2年度まで、平均約89.2億円です。主な自主財源である地方税は、平均15.6億円前後で推移していますが、今後の人口減少に伴う地方税の減少が懸念されます。

表1.2.1 歳入の推移(百万円)

年度	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
地方税	1,369	1,360	1,357	1,543	1,564	1,523	1,579	1,553	1,505	1,608	1,559
譲与税	123	121	113	108	104	108	107	107	107	115	124
交付税	3,573	3,516	3,445	3,414	3,299	3,377	3,282	3,156	3,203	3,243	3,290
国補助	1,549	791	629	1,584	1,060	783	696	747	673	733	2,294
県補助	785	994	627	737	1,043	662	718	890	600	1,140	898
地方債	900	421	960	858	601	610	663	882	575	713	926
その他	1,224	1,706	1,494	1,249	1,421	1,564	1,385	1,253	1,496	1,365	1,435
歳入計	9,523	8,911	8,626	9,493	9,092	8,627	8,430	8,587	8,160	8,917	10,527

資料：一戸町地方財政状況調査データ

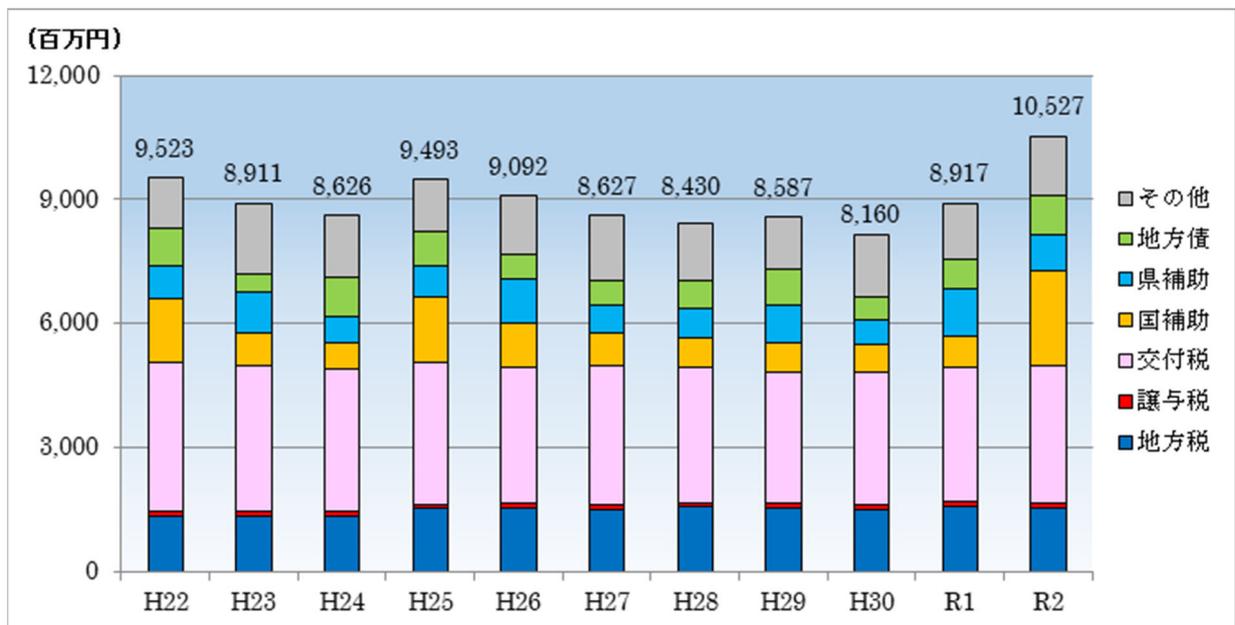


図1.2.1 歳入の推移

(2) 歳出の推移

町の歳出は直近5年の平成28年度から令和2年度まで、平均85.5億円前後です。高齢化、障がい者支援等による扶助費は平成29年度に減少へ転じたものの再び増加傾向にあり、今後、投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなるものと見込まれます。

表1.2.2 歳出の推移(百万円)

年度	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
人件費	1,173	1,171	1,158	1,073	1,063	1,090	1,006	1,131	1,135	1,190	1,254
物件費	1,391	1,468	1,413	1,433	1,532	1,530	1,470	1,493	1,465	1,551	1,490
維持補修費	108	117	99	168	110	118	162	149	145	143	145
扶助費	865	917	916	980	1,080	1,117	1,191	1,150	1,153	1,201	1,290
補助費	801	864	1,364	778	764	836	830	808	790	902	2,150
公債費	1,312	1,150	1,329	1,228	984	1,009	822	919	1,083	978	944
繰出金	725	774	790	954	991	1,057	1,022	1,000	1,011	961	925
普通建設費	1,716	1,429	511	1,518	1,267	844	915	1,141	707	1,156	1,411
その他	540	717	718	1,031	955	671	562	470	300	501	509
歳出計	8,633	8,605	8,298	9,164	8,747	8,272	7,980	8,261	7,789	8,582	10,118

資料:一戸町地方財政状況調査データ

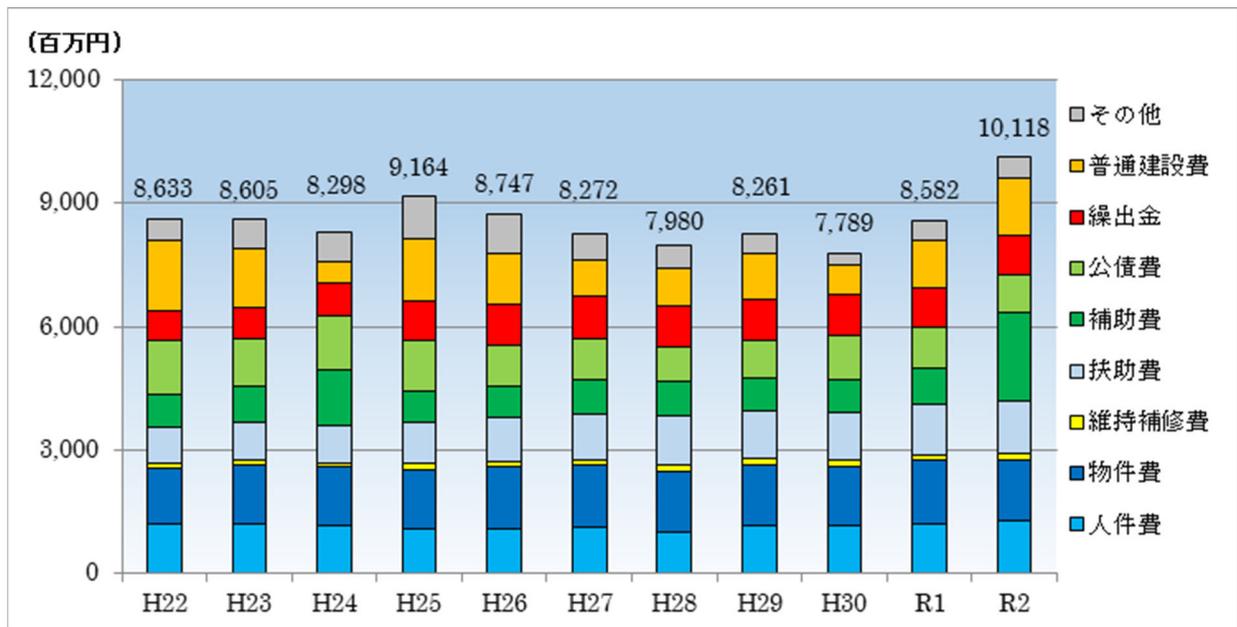


図1.2.2 歳出の推移

(3) 財政指標の状況

平成22年度から令和2年度までの一戸町地方財政状況調査による本町の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

1) 財政力指数 ※1

平成22年度からほぼ横ばいで推移しています。岩手県内の他市町村平均と比較すると、やや下回っています。

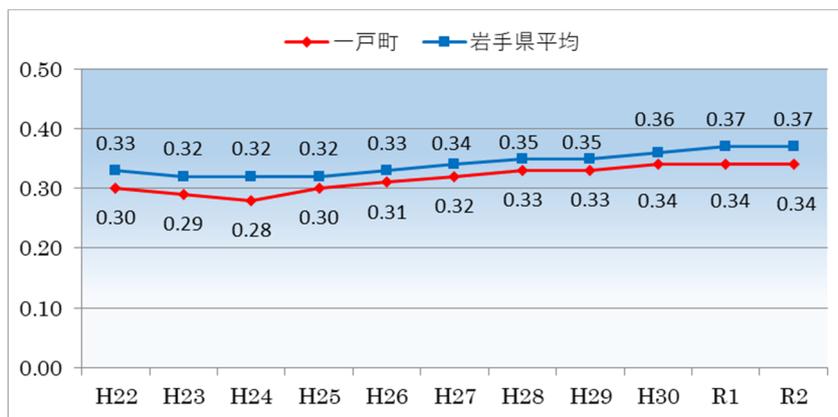


図1.2.3 財政力指数の推移

資料: 市町村別決算状況調(総務省)

※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、この数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。「1」を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2) 経常収支比率 ※2

平成29年度からほぼ横ばいで推移しています。令和2年度は岩手県内市町村平均と比較するとやや上回っており、増加抑制に努める必要があります。

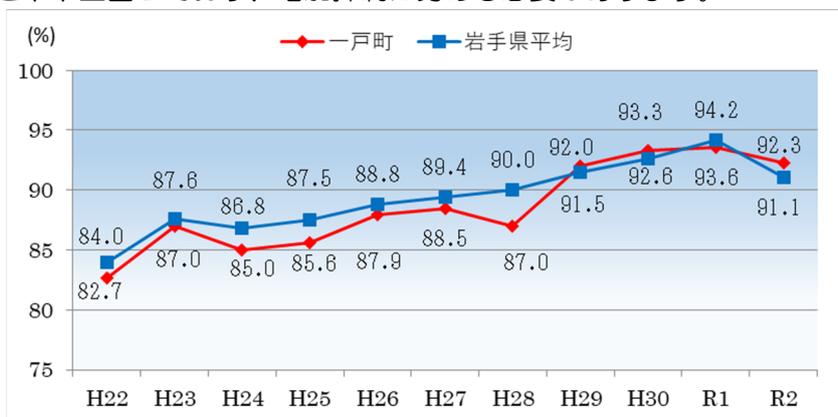


図1.2.4 経常収支比率の推移

資料: 市町村別決算状況調(総務省)

※2 人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い(節減することが困難な)経常経費に、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示します。

3) 実質公債費比率 ※3

平成30年度からほぼ横ばいで推移してきました。岩手県内の他市町村平均より下回っていますが、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。

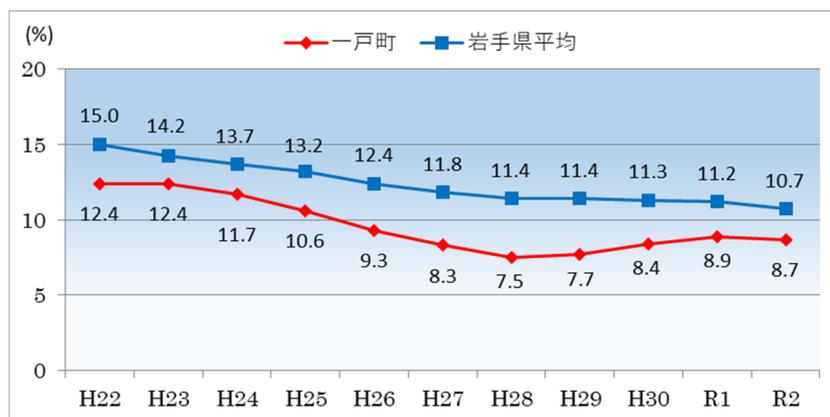


図1.2.5 実質公債費比率の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※3 地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3か年平均によって算出されます。「標準財政規模」…地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

4) 将来負担比率 ※4

岩手県内の他市町村平均と比較すると低い水準で減少傾向が続いていますが、今後も引き続き比率の低減に努めていく必要があります。

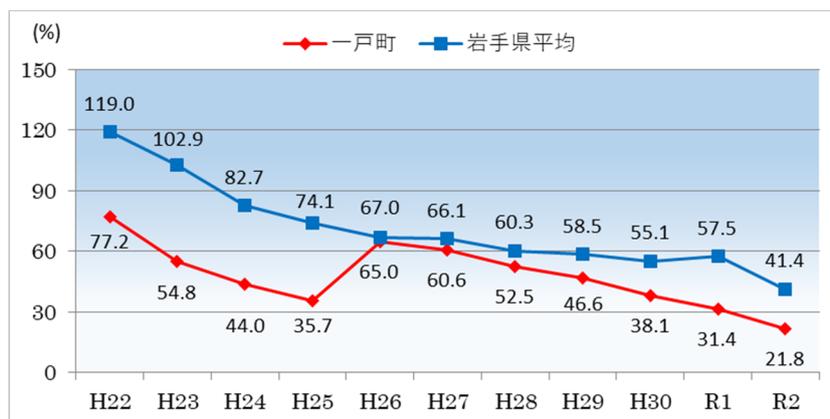


図1.2.6 将来負担比率の推移

資料：市町村別決算状況調(総務省)

※4 地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

5)有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は土地や建物などの資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出することにより、率が大きいほど資産を購入してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを表します。

本町の有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあるため、計画的な資産の維持補修を行うとともに、老朽化した施設の除却等を進め、各種財政指標を意識した財政運営を行う必要があります。

決算年度	有形固定資産減価償却率	増減
平成28年度 (H29.3.31)	56.2%	—
平成29年度 (H30.3.31)	57.6%	+1.4ポイント
平成30年度 (H31.3.31)	59.4%	+1.8ポイント
令和元年度 (R2.3.31)	60.7%	+1.3ポイント

表1.2.3 有形固定資産減価償却率の推移

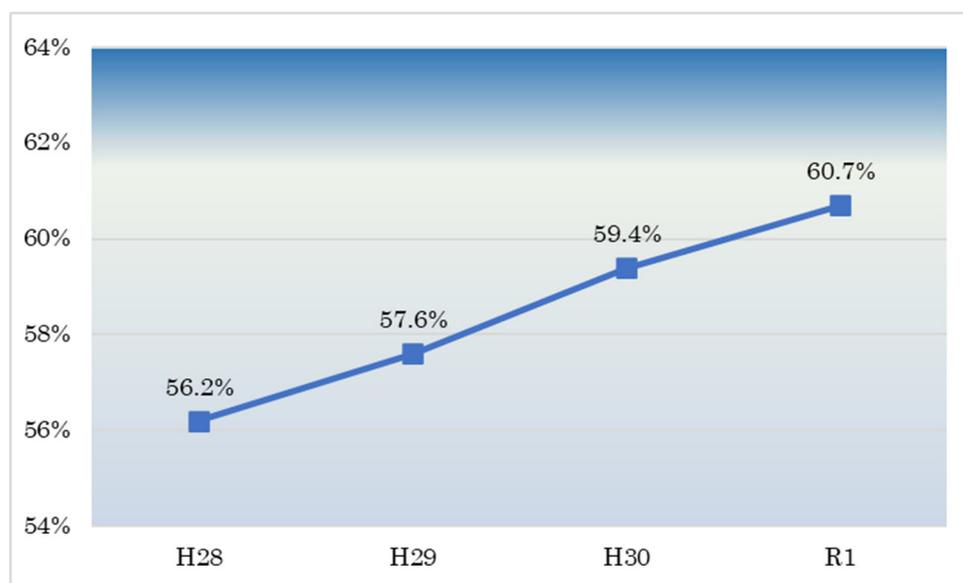


図1.2.7 有形固定資産減価償却率の推移

第2章 公共施設等の現状

1. 用途別公共施設の保有状況

(1) 保有数量

本計画で対象とする延床面積の合計は144,945.0㎡となっており、その用途別延床面積の割合は、学校教育系施設が28.8%と最も高く、次いで産業系施設が14.2%、スポーツ・レクリエーション施設が11.3%の順になっています。

表2.1.1 公共建築物の用途別保有数量(基準日:令和3年3月)

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合(%)
1 学校教育系施設	14	70	41,762.7	28.8%
2 町民文化系施設	20	22	14,304.0	9.9%
3 子育て支援施設	10	20	3,683.8	2.5%
4 産業系施設	20	62	20,597.1	14.2%
5 行政施設	41	51	9,608.5	6.6%
6 スポーツ・レクリエーション施設	16	60	16,396.3	11.3%
7 保健・福祉施設	11	14	9,224.8	6.4%
8 町営住宅	14	39	5,999.1	4.1%
9 子育て支援住宅	5	12	3,709.4	2.6%
10 歴史的建造物	2	2	1,116.4	0.8%
11 その他	23	59	14,606.5	10.1%
12 インフラ関連施設	23	39	3,936.4	2.7%
総計	199	450	144,945.0	100.0%

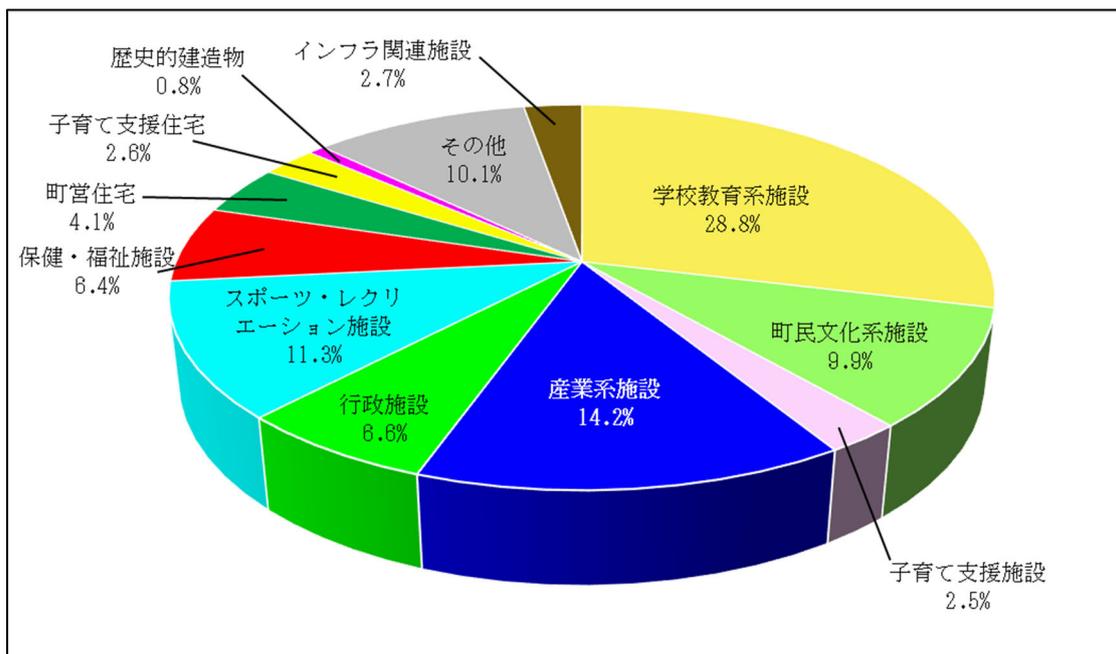


図2.1.1 用途別公共建築物の延床面積割合

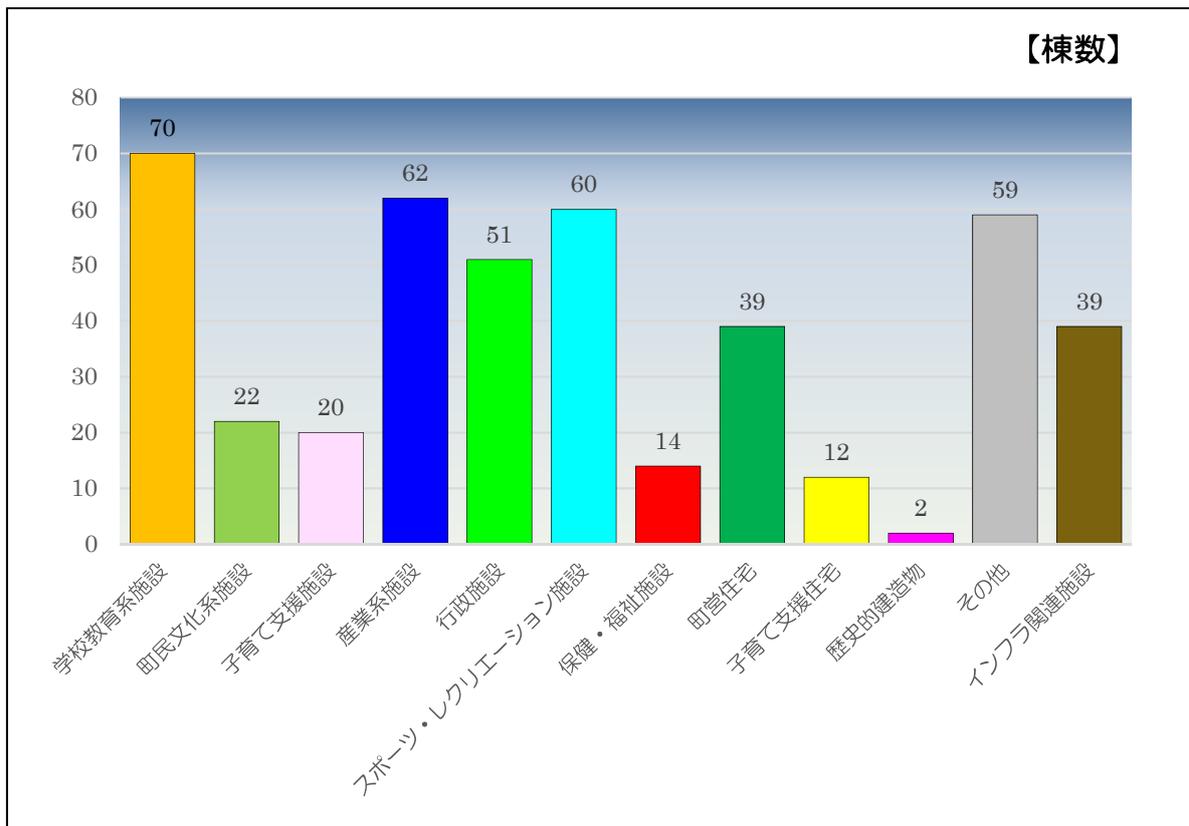


図2.1.2 用途別公共建築物の棟数

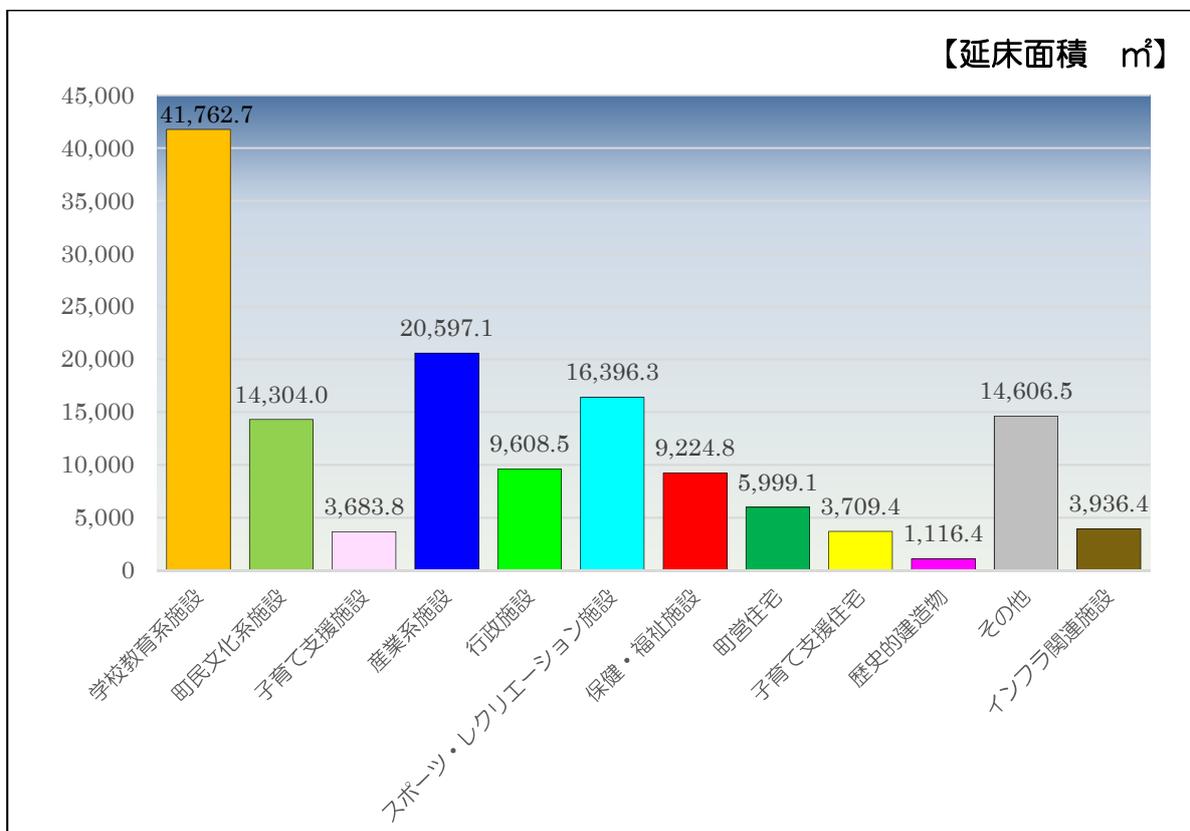


図2.1.3 用途別公共建築物の延床面積

(2) 町民一人当たりの延床面積

本町の公共建築物を一人当たりに換算すると約11.2㎡/人となり、東北地域の類似団体の平均8.2㎡/人より高くなっています。

表2.1.2 東北地域における類似団体

県	団体名	人口 平成27年 国勢調査	公有財産 計 (㎡)	1人当たり 床面積 (㎡/人)
青森県	平内町	11,142	68,641	6.2
	鱒ヶ沢町	10,126	85,079	8.4
	大鰐町	9,676	72,906	7.5
	鶴田町	13,392	70,893	5.3
	中泊町	11,187	121,830	10.9
	六戸町	10,423	52,916	5.1
	三戸町	10,135	68,209	6.7
岩手県	岩手町	13,692	98,877	7.2
	岩泉町	9,841	137,299	14.0
	軽米町	9,333	75,017	8.0
	一戸町	12,919	144,945	11.2

※小数点第1位を四捨五入しています。

※人口は平成27年国勢調査です。

※公共建築物の延床面積は平成26年度末総務省「公共施設状況調査経年比較表」の数値です。

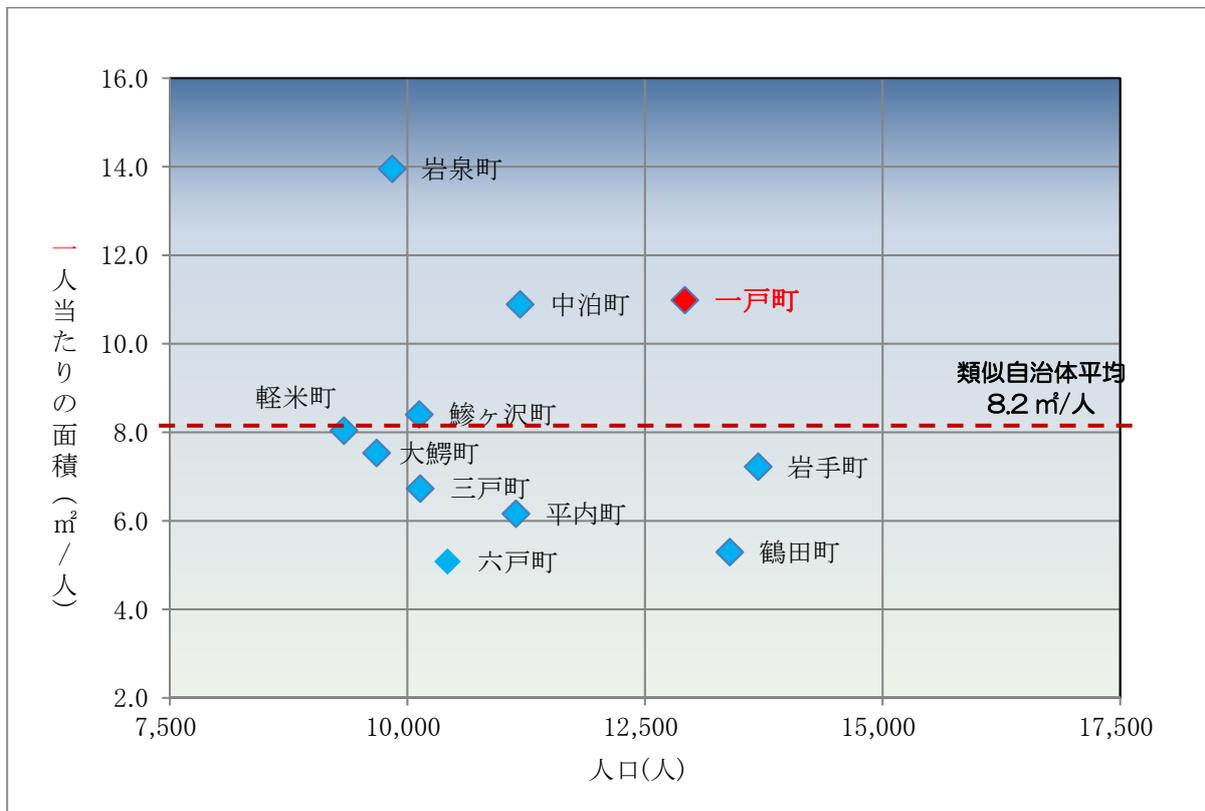


図2.1.4 東北地域における類似団体の公共建築物の一人当たりの保有面積比較

(3)その他

1) 建築年別の整備状況

一般的に大規模改修の目安とされている建築後30年を経過した公共建築物に係る延床面積は80,016.0㎡となり、全体の56.0%を占めています。今後老朽化がさらに進行し、維持更新や大規模改修が集中することで、大きな財政負担となることを示しています。

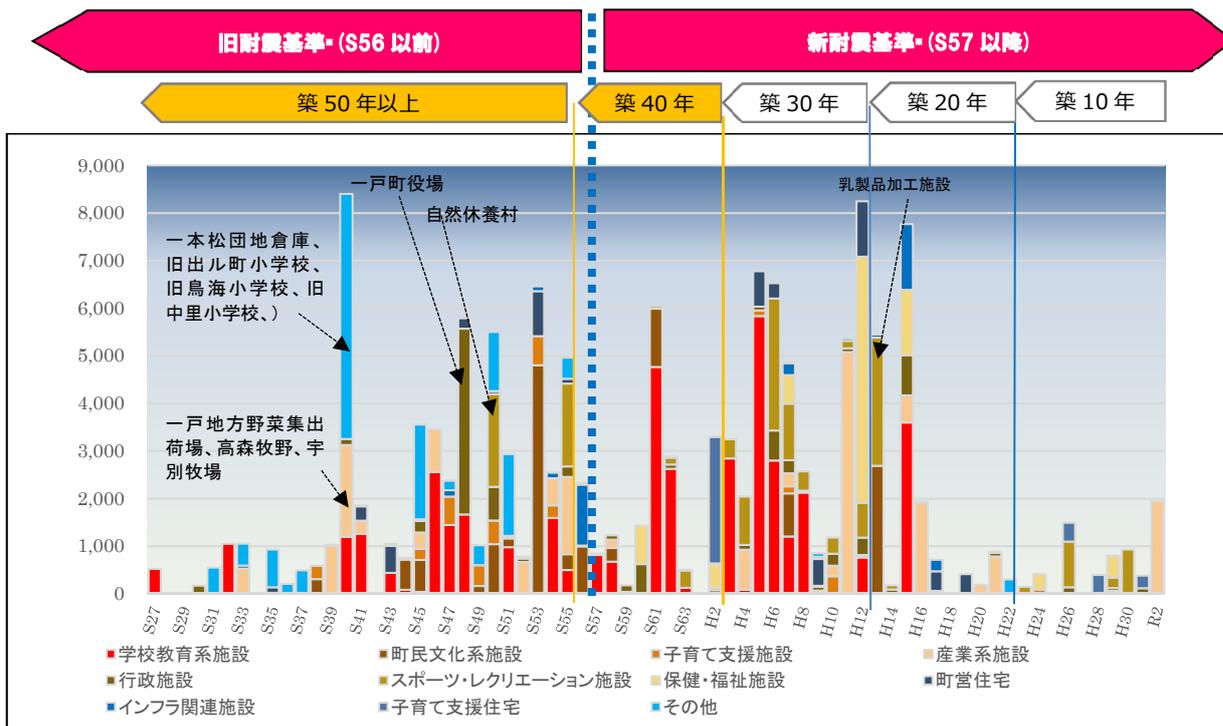


図2.1.5 用途別・建築年別の公共建築物の延床面積(単位:㎡)

※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは、昭和56年以前建築を「旧耐震」、昭和57年以降建築を「新耐震」に分類しています。建築年度不明、まちなか交流館・有形文化財朴館家住宅は除きます。

表2.1.3 用途別・経過年別延床面積の状況

施設の用途		築30年未満	築30~39年	築40~49年	築50年以上	築30年以上	老朽化率
1	学校教育系施設	16,470.2	11,893.2	6,200.2	7,164.2	25,257.6	60.5%
2	町民文化系施設	3,595.0	1,589.9	7,506.5	1,612.7	10,709.1	74.9%
3	子育て支援施設	734.0	0.0	2,442.1	507.7	2,949.8	80.1%
4	産業系施設	12,005.3	172.3	2,857.8	4,991.3	8,021.4	40.1%
5	行政施設	3,220.5	942.0	4,908.0	538.0	6,388.0	66.5%
6	スポーツ・レクリエーション施設	11,687.0	1,016.0	3,693.3	0.0	4,709.3	28.7%
7	保健・福祉施設	7,927.8	1,297.0	0.0	0.0	1,297.0	14.1%
8	町営住宅	3,622.1	0.0	1,325.8	1,051.2	2,377.0	39.6%
9	子育て支援住宅	1,053.5	2,655.9	0.0	0.0	2,655.9	71.6%
10	その他	420.2	0.0	4,050.5	9,736.1	13,786.6	97.0%
11	インフラ関連施設	2,071.9	89.4	1,700.3	74.8	1,864.5	47.4%
総計		62,807.5	19,655.7	34,684.5	25,675.8	80,016.0	56.0%

※建築年度不明、まちなか交流館・有形文化財朴館家住宅は除きます。

2) 耐震化実施状況

新耐震基準の公共建築物は全体の46.9%、旧耐震基準で耐震改修を実施した施設は8.2%であり、建築年数不明の公共建築物を含めて44.9%の施設において耐震性の確保が必要と見込まれます。

表2.1.4 耐震化実施状況

区分	耐震改修棟数	割合(%)
新耐震(不要)	211	46.9%
旧耐震	232	51.6%
実施済	37	8.2%
未実施	149	33.1%
不明	46	10.2%
建築年数不明計	7	1.6%
総計	450	100.0%

※割合の合計は、端数処理のため総計が必ずしも一致しません。

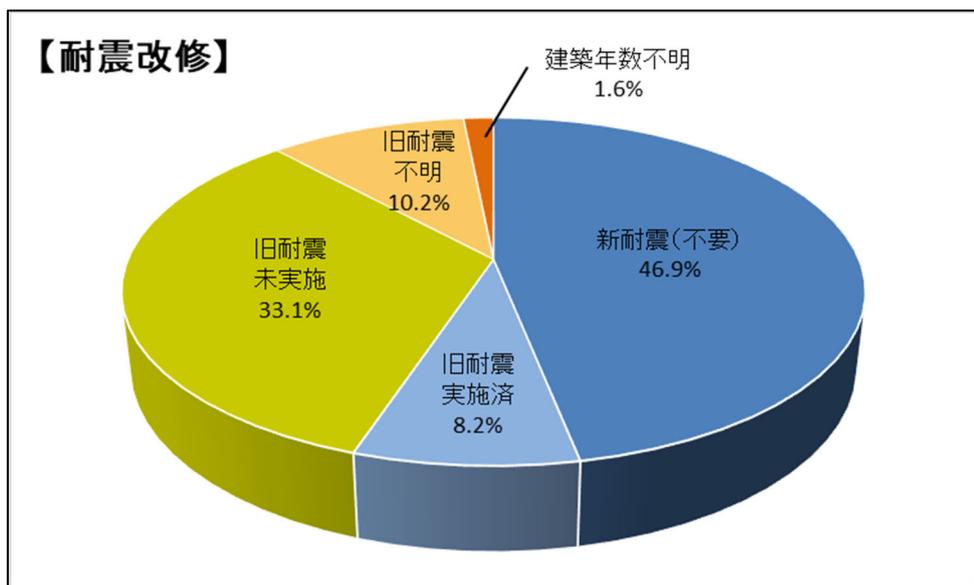


図2.1.6 耐震化実施状況

2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産(道路、橋りょう、上水道施設、下水道等施設等)に係る現況(延長・面積、整備年代)を把握し、次のとおり整理しました。

表2.2.1 インフラ資産の状況(令和3年4月1日現在)

インフラ資産		延長(m)	面積(m ²)
1	道路	413,028	2,162,880
2	橋りょう	-	10,846
3	上水道	242,010	-
4	下水道	54,438	-
5	光ファイバー	127,931	-

(1) 道路

本町の道路の総延長は約413km、総面積は約216万m²となっています。

(2) 橋りょう

本町の橋りょうは118橋(橋長15m以上：44橋、橋長15m未満：70橋、不明：4橋)で、総面積は約10,846m²となっています。

整備後30年以上を経過している橋りょうの面積は年度不明を含めると57.9%を占めており、耐用年数50～59年以上経過する橋りょうの面積は、12.5%、耐用年数40～49年経過する橋りょうの面積は、12.1%となっており老朽化が進んでいます。

表2.2.2 橋りょうの経過年数別整備面積

経過年	面積		全数量		うち15m以上数量	
	面積(m ²)	割合(%)	全数量	割合(%)	数量	割合(%)
10年未満	42	0.4%	1	0.8%	1	2.3%
10～20年未満	3,224	29.7%	15	12.7%	6	13.6%
20～30年未満	1,298	12.0%	24	20.3%	7	15.9%
30～40年未満	3,264	30.1%	33	28.0%	17	38.6%
40～50年未満	1,317	12.1%	22	18.6%	7	15.9%
50～60年未満	1,358	12.5%	17	14.4%	5	11.4%
60～70年未満	96	0.9%	2	1.7%	1	2.3%
不明	247	2.3%	4	3.4%	-	-
計	10,846	100.0%	118	100.0%	44	100.0%

(3) 上水道施設

町の上水道の管路は、約240km となっています。

上水道施設の管径別整備は、75～100mm 以下が約23.3%、125～150mm 以下が37.0%、合わせて全体の半数以上を占めています。

表2.2.3 上水道施設延長(管径別)の割合

管種	管径	延長 (m)	割合 (%)
配水管	50 mm以下	10,089	4.2%
	50～75 mm以下	40,445	16.7%
	75～100 mm以下	56,445	23.3%
	100～125 mm以下	0	0.0%
	125～150 mm以下	89,619	37.0%
	150～200 mm以下	18,246	7.5%
	200～250 mm以下	1,142	0.5%
	250～300 mm以下	25	0.0%
導水管	300 mm未満	2,018	0.8%
送水管	300 mm未満	23,981	9.9%
計		242,010	100.0%

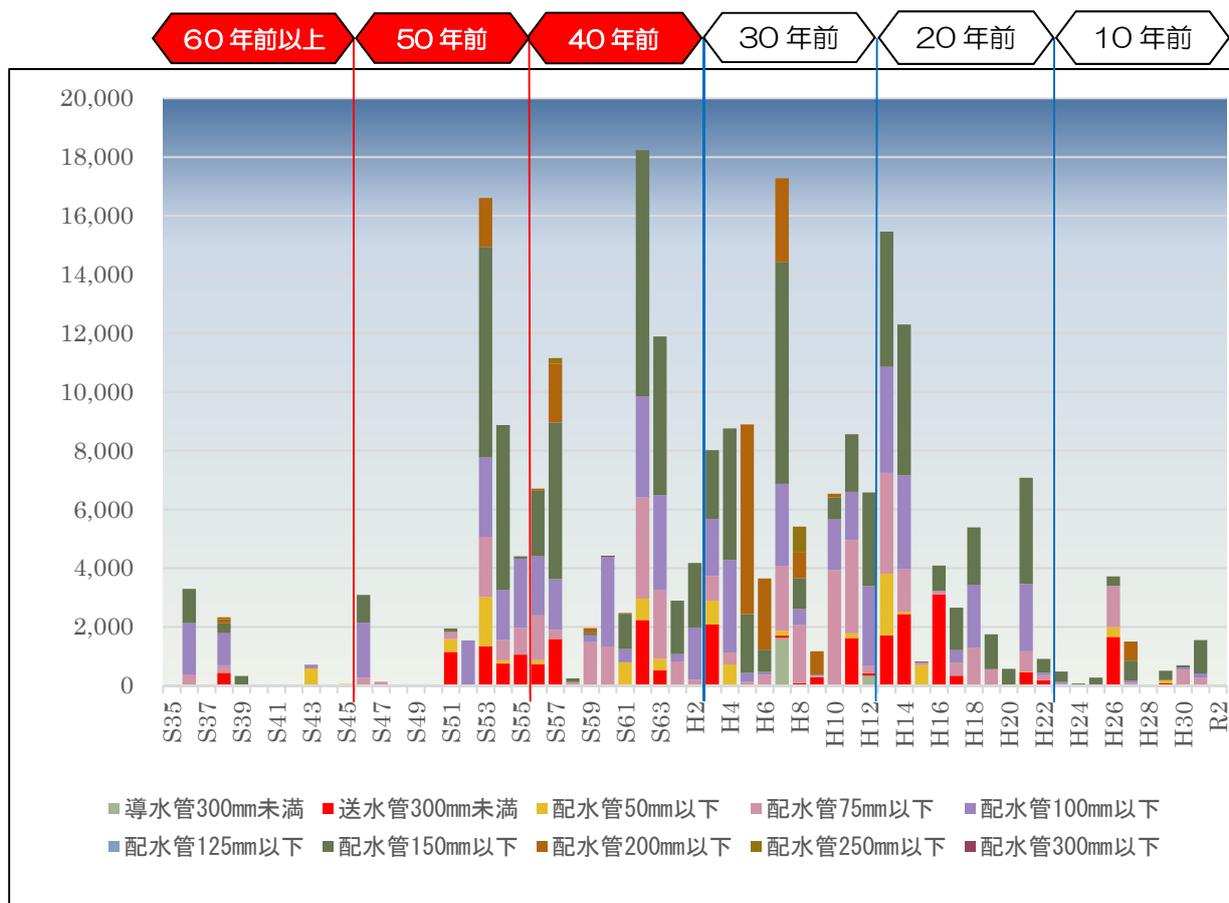


図2.2.1 年代別上水道の整備状況(管径別)

(4) 下水道施設

本町の下水道施設は、平成9年以降に整備されており比較的新しい施設です。管路は約54.4km（公共下水道：約44.0km、農業集落排水：約10.4km）が整備されており、その多くを塩化ビニール管が占めています。

法定耐用年数の50年を経過している管路は無く、今後10年以内に耐用年数を経過する管路もありません。

表2.2.4 下水道施設の管種別整備延長

管種	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	2,701	5.0%
塩ビ管	37,288	68.5%
その他	14,449	26.5%
計	54,438	100.0%

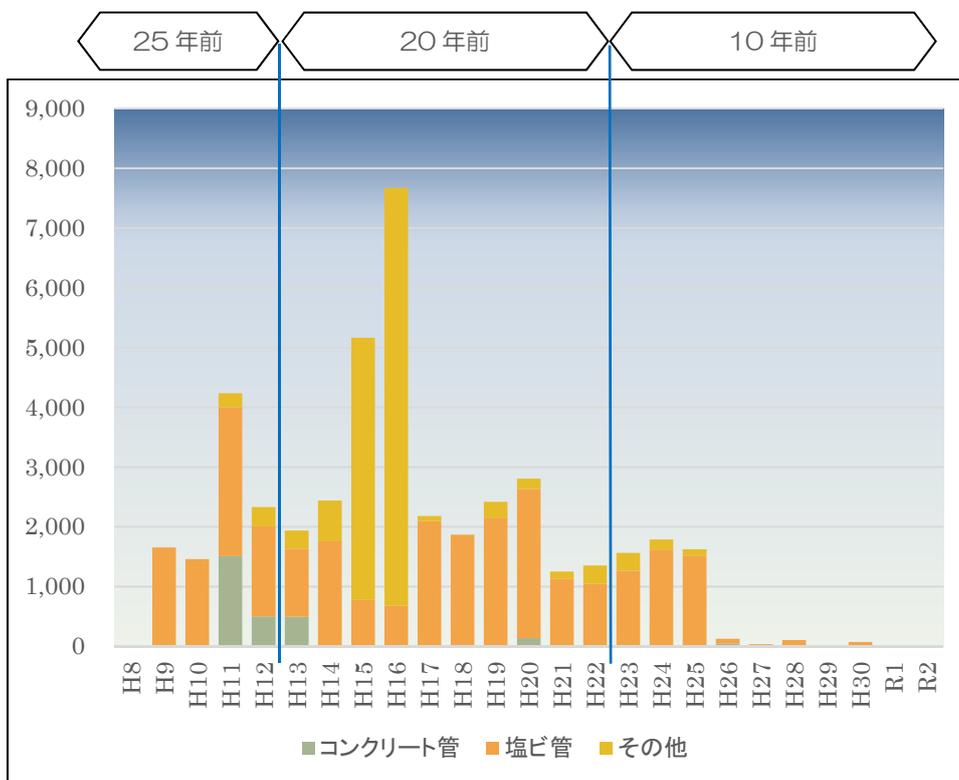


図2.2.2 下水道施設の年代別・管種別整備状況

※整備年度不明を除きます。

(5) 光ファイバー施設

本町の光ファイバー施設は、平成23年度に整備された新しい施設です。

表2.2.5 光ファイバー施設整備延長

8 芯～24 芯	40 芯～80 芯	100 芯以上	合計(m)
90,920	23,870	13,141	127,931

3. 施設保有量の推移

本町の施設保有量の推移は下記のとおりです。近年は微増で推移しています。

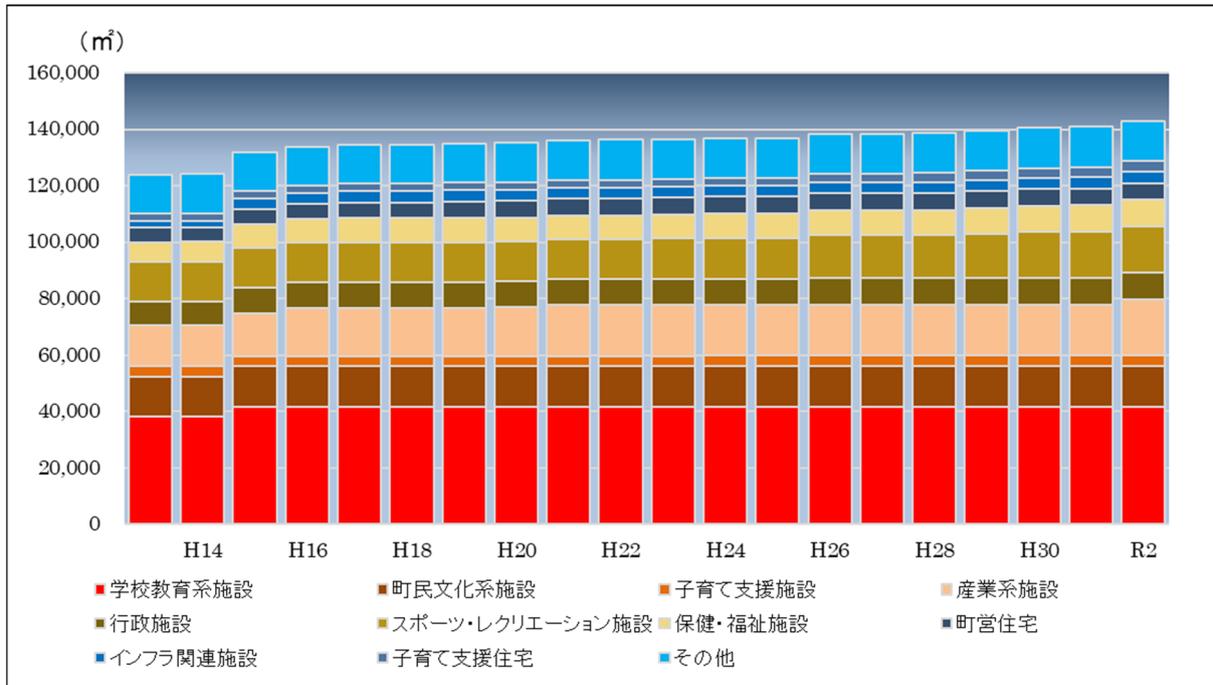


図2.3.1 公共建築物の施設保有量の推移

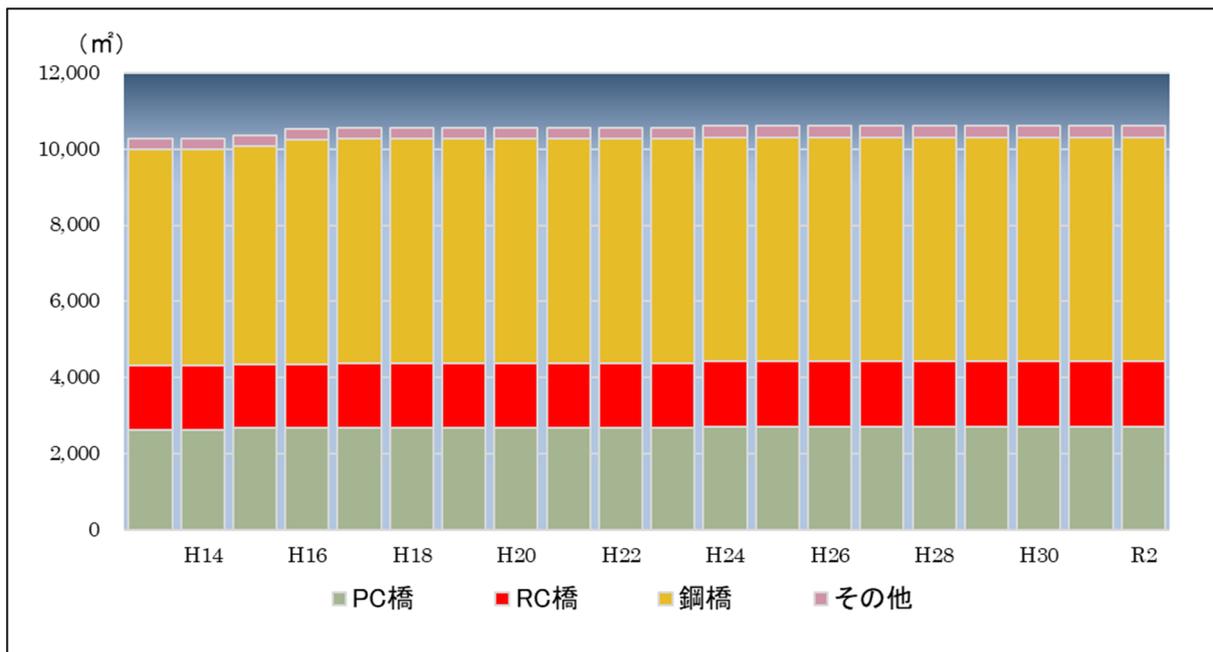


図2.3.2 橋りょうの施設保有量の推移

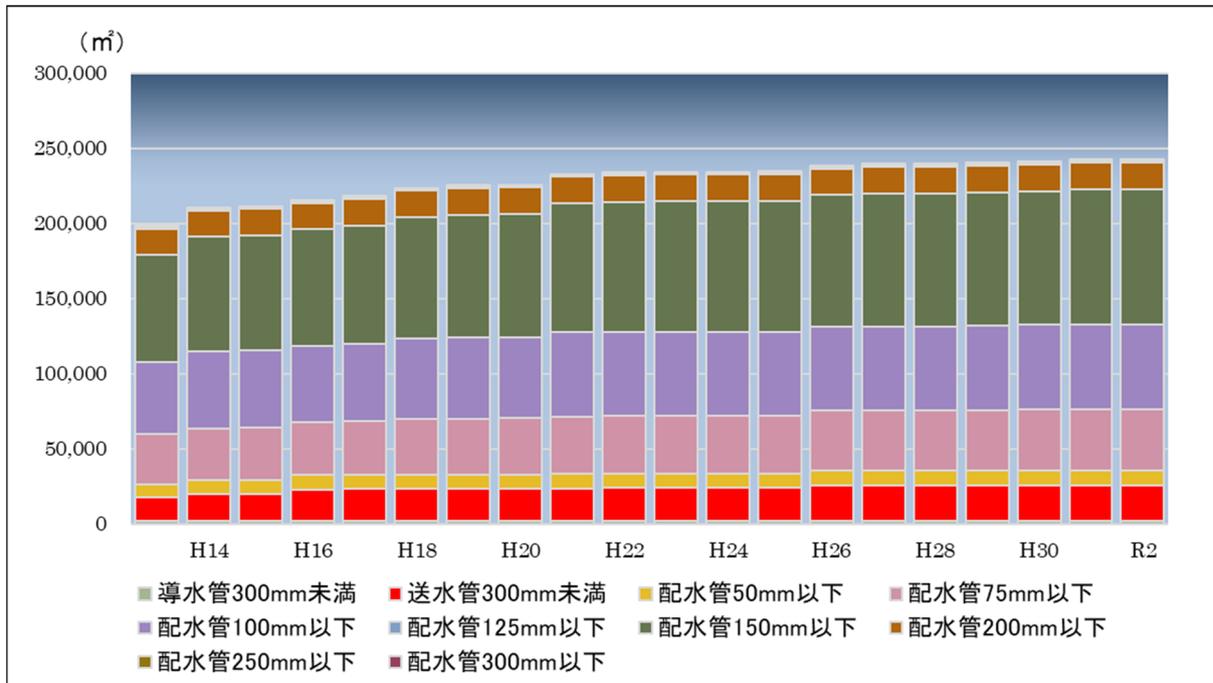


図2.3.3 上水道の施設保有量の推移

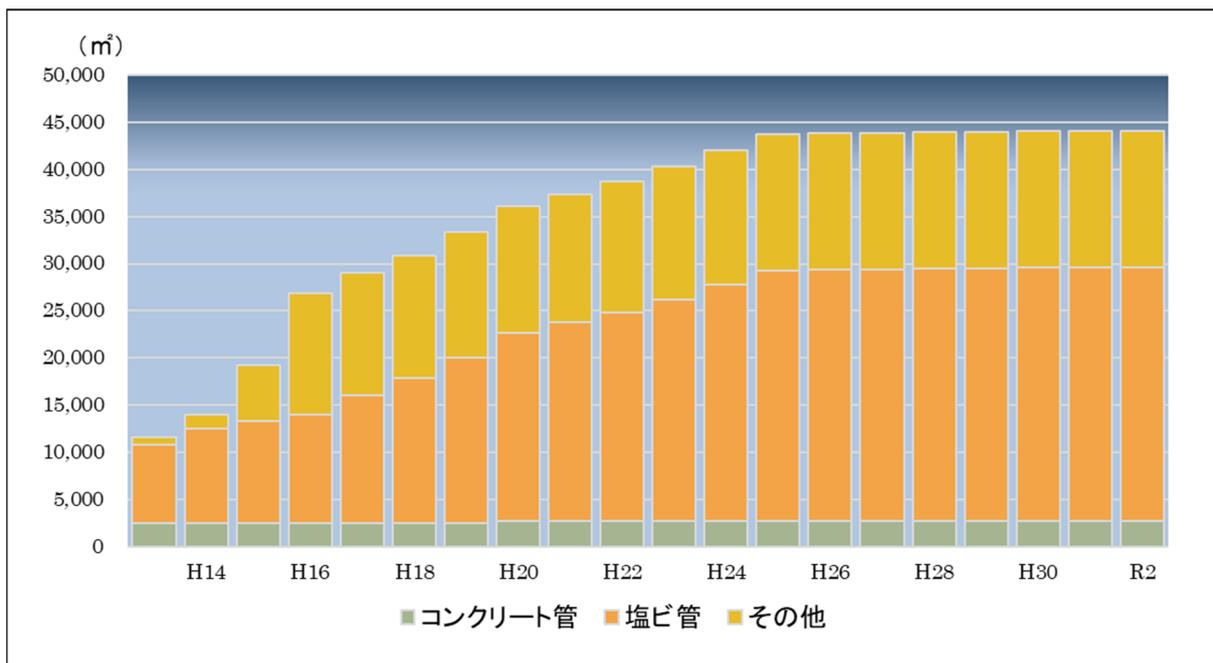


図2.3.4 下水道の施設保有量の推移

4. 過去に行った対策の実績

施設に対する主な対策工事の実績については、次のとおりです。

表2.4.1 対策工事の実績

用途分類	施設名	主な対策と時期
学校教育施設	一戸小学校 小鳥谷小学校 鳥海小学校	トイレ洋式化(H29) 防火設備改修(R1)
	一戸中学校	トイレ洋式化(H30) 防火設備改修(R1)
	奥中山中学校	防火設備改修(R1) 屋内運動場耐震補強(R1) 屋内運動場屋根外壁塗装(R2)
町民文化系施設	鳥越もみじ交遊舎	屋根修繕(R1)
	一戸町コミュニティセンター・一戸町立図書館	雨漏修繕(H30-R2)
	町民文化センター・一戸町体育館	床塗装(R2)
行政施設	就農移住体験住宅	全面改修(H29)
スポーツ・レクリエーション施設	奥中山高原スキー場	リフト修繕(H29-R2)
	観光天文台	屋根塗装修繕(H29)
保健・福祉施設	総合保健福祉センター	空調設備更新(H30-R2)
町営住宅	小鳥谷藤島住宅	外壁改修(H29-H30)
インフラ関連施設	奥中山地区農業集落排水施設	マンホール修繕(H30-R1)

第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 中長期的な経費の試算方式

本計画の中長期的な経費の試算については、公共建築物の大規模改修が必要とされる期間(一般に建築後30年)を考慮し、令和4年度から令和43年度までの40年間を対象に実施します。

(1) 従来型(長寿命化の対策を実施しない場合)の条件

従来型の試算に当たっては、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)」に基づき、次からの更新改修の年数、建築単価等の項目について設定しました。

表 3.1.1 各施設の更新改修計算の条件

種 別	更新改修の条件	数 量
公共建築物	30 年後に大規模改修	延床面積 (㎡)
	60 年後に建て替え	
道路	15 年ごとに打替え	舗装面積 (㎡)
橋りょう	60 年後に架替え	橋面積 (㎡)
上水道(管路)	40 年後に更新	管路延長 (m)
下水道(管路)	50 年後に更新	管路延長 (m)
光ファイバー	10 年後に更新	管路延長 (m)

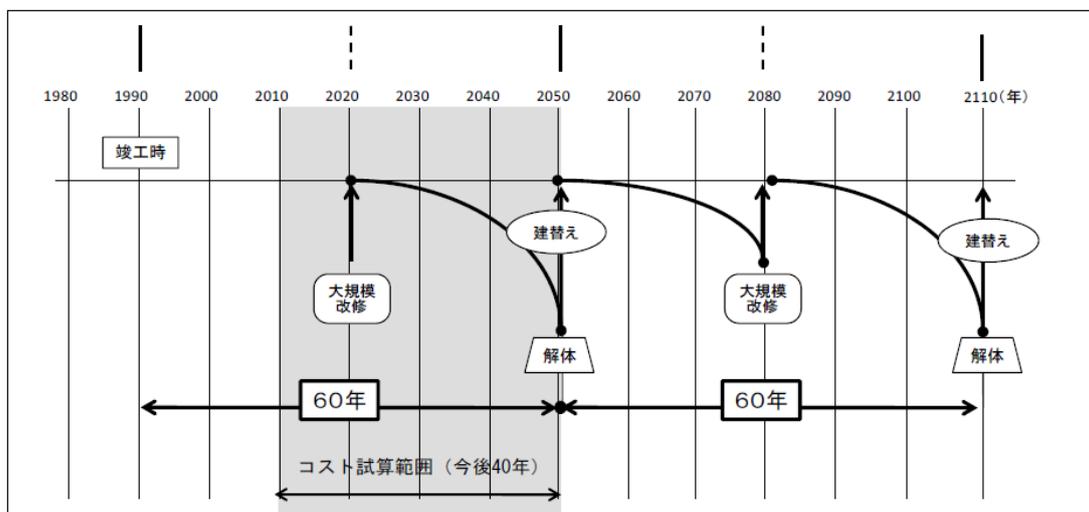


図3.1.1 公共建築物の大規模改修及び建て替えのライフサイクル

資料: 地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月 財団法人自治総合センター)

(2) 公共建築物の建て替えコストの考え方(従来型)

1) 建て替え実施年度

今回の試算は、公共建築物の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

2) 建て替え単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.2 施設用途別の建て替え単価

NO	施設の用途	建て替え単価
1	学校教育系施設	33 万円/㎡
2	町民文化系施設	40 万円/㎡
3	子育て支援施設	33 万円/㎡
4	産業系施設	40 万円/㎡
5	行政施設	40 万円/㎡
6	スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
7	保健・福祉施設	36 万円/㎡
8	町営住宅	28 万円/㎡
9	子育て支援住宅	28 万円/㎡
10	歴史的建造物	40 万円/㎡
11	その他	36 万円/㎡
12	インフラ関連施設	36 万円/㎡

資料:公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)

3) 建て替え期間

建て替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

4) 建て替えコストの計算例

<通常の建て替えの場合>

例えば、昭和48年度建築の場合、令和15年度が建築から60年目に当たることから、59年目の令和14年度から工事を開始し、61年目の令和16年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	建て替え開始 ← 令和14年度	令和15年度	完了 → 令和16年度

建て替え費用を3等分した値を年間費用とし、行政施設の建て替え費用が単価40万円/㎡、延床面積を3,900㎡と仮定すると、以下のように年間5.2億円のコストとなります。

$$\text{○年間費用} = \text{単価}(40\text{万円}/\text{㎡}) \times \text{延床面積}(3,900\text{㎡}) / 3\text{か年} = 5.2\text{億円}/\text{年}$$

(3) 公共建築物の大規模改修コストの考え方(従来型)

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、公共建築物の構造によらず、建設してから一律30年目に実施することと仮定します。ただし、そのうち今後10年以内に建て替えを迎える公共建築物については、大規模改修を実施しないものとします。

2) 大規模改修単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.3 施設用途別の大規模改修単価

NO	施設の用途	大規模改修単価
1	学校教育系施設	17 万円/㎡
2	町民文化系施設	25 万円/㎡
3	子育て支援施設	17 万円/㎡
4	産業系施設	25 万円/㎡
5	行政施設	25 万円/㎡
6	スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
7	保健・福祉施設	20 万円/㎡
8	町営住宅	17 万円/㎡
9	子育て支援住宅	17 万円/㎡
10	歴史的建造物	25 万円/㎡
11	その他	20 万円/㎡
12	インフラ関連施設	20 万円/㎡

資料:公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)

3) 改修期間

大規模改修では期間を2年間とし、費用を均等配分とします。

4) 改修コストの計算例

<通常の改修の場合>

例えば、平成5年度建築の場合、令和5年度が建築から30年目に当たることから、29年目の令和4年度から工事を開始し、30年目の令和5年度に工事完了となります。



改修費用を2等分した値を年間費用とし、学校教育系施設の改修費用が単価17万円/㎡、延床面積4,200㎡と仮定すると、以下のように年間約3.5億円のコストとなります。

$$\text{〇年間費用} = \text{単価 (17万円/㎡)} \times \text{延床面積 (4,200㎡)} / 2\text{か年} = 3.5\text{億円/年}$$

5) 築30年以上経過している公共建築物の取扱い

築30年以上が経過し、大規模改修時期が到来している公共建築物については、**今後10年間で実施**します。

なお、建設時からの経過年数が30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、経過年数が50年以上のものについては、建て替えの時期が近いいため大規模改修は行わず、60年を経過した年度に建て替えると仮定します。

(4) インフラ資産の更新コストの考え方(従来型)

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なことから、現在の総面積に対し試算します。

① 耐用年数

道路の耐用年数については、**全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新**していくと仮定します。

② 更新単価の設定

道路の更新については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.4 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路(町道)	0.47 万円/㎡

資料: 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)

2) 橋りょう

① 耐用年数

橋りょうについては、法定耐用年数の60年を経過した年度に更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算します。

② 更新単価の設定

橋りょうの単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.5 橋りょうの更新単価

分類	対象施設	単価
橋りょう	PC(プレストレスト・コンクリート)橋	42.5 万円/㎡
	RC(鉄筋コンクリート)橋	42.5 万円/㎡
	鋼橋	50.0 万円/㎡

資料: 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)

3) 上水道施設

① 耐用年数

水道管路は、法定耐用年数の40年を経過した年度に更新すると仮定します。

② 更新単価の設定

上水道管路の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.6 上水道管路の更新単価（コンクリート管/塩ビ管/その他）

分類		管径	単価
上水道管路	導水管/送水管	～300mm以下	10.0 万円/m
	配水管	～150mm以下	9.7 万円/m
		～200mm以下	10.0 万円/m
		～250mm以下	10.3 万円/m
		～300mm以下	10.6 万円/m

※上水道施設の「建築物分及びプラント部分」は、公共建築物の建て替え実施年度・大規模改修実施年度と同じ年数にて更新・大規模改修すると仮定します。

資料：公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）

4) 下水道施設

① 耐用年数

下水道管路は、法定耐用年数の50年を経過した年度に更新すると仮定します。

② 更新単価の設定

下水道の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.7 下水道管路の更新単価

分類	管種	単価
下水道管路	コンクリート管/塩ビ管/その他	12.4 万円/m

※下水道施設の「建築物分及びプラント部分」は、公共建築物の建て替え実施年度・大規模改修実施年度と同じ年数にて更新・大規模改修すると仮定します。

資料：公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）

5) 光ファイバー施設

① 更新単価の設定

光ファイバーの更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.8 光ファイバーの更新単価

分類	管径	単価
光ファイバー	8芯～24芯	0.15 万円/m
	40芯～80芯	0.20 万円/m
	100芯～以上	0.25 万円/m

資料：一戸町地域情報通信基盤整備推進交付金実績報告書より独自単価を設定しています。

(5) 長寿命化を実施した場合のコストの考え方

町では公共施設の効率的な管理を行うための長寿命化計画（個別施設計画）を順次策定しています。本計画においては、長寿命化計画が策定済みの施設については、その長寿命化試算された計画期間の費用を採用することとし、長寿命化計画が未策定の施設については、従来型で試算された費用と同額とします。

表 3.1.9 各長寿命化計画の試算期間

施設分類	個別施設計画名称	試算期間（年度）
学校教育系施設	一戸町学校施設等長寿命化計画	R1～R40 (2019～2058)
公営住宅等	一戸町公営住宅等長寿命化計画	R1～R10 (2019～2028)
スポーツ・レクリエーション施設	一戸町奥中山高原施設長寿命化計画	R3～R42 (2021～2060)
橋りょう	一戸町橋梁長寿命化修繕計画	H25～R44 (2013～2062)
上水道	一戸町水道事業アセットマネジメント	H24～R38 (2012～2056)
下水道	一戸町下水道ストックマネジメント計画	H30～R29 (2018～2047)

2. 公共施設等の投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の見通し

1) 公共建築物及び土木・インフラ

町全体の投資的経費の過去5年間の平均は約7.2億円(用地取得分は含まない。以下同じ。)であり、公共建築物は約2.8億円、土木・インフラは約4.4億円となっています。

今後、町の保有する公共建築物が更新時期を迎えることから、投資的経費への負担が増大することが見込まれますが、高齢化・障がい者支援による扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保はますます厳しくなるものと見込まれます。

2) 上水道及び下水道

上水道施設の投資的経費は約2.0億円、下水道施設の投資的経費は約0.5億円となっています。

公共建築物、道路・橋りょうの投資的経費と同様に町の保有する公共建築物が更新時期を迎えることから、投資的経費に充当される財源の確保、一般会計からの繰出しや補助はますます厳しくなるものと見込まれます。

表3.2.1 投資的経費(公共建築物・道路・橋りょう)の推移

単位:億円

		H28	H29	H30	R1	R2	5年間の平均
1 公共建築物		2.09	3.56	1.29	2.92	4.28	2.83
2 土木インフラ		4.25	3.92	3.57	4.65	5.52	4.38
内訳	道路	1.89	0.91	0.55	0.99	1.69	1.20
	橋りょう	0.30	0.39	1.24	0.84	0.96	0.75
	上水道	1.20	2.27	1.35	2.45	2.56	1.97
	下水道	0.86	0.35	0.43	0.37	0.31	0.47
計		6.34	7.48	4.86	7.57	9.80	7.21

(2) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合、どの程度の見込みとなるか試算しました。

1) 公共建築物

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・建設後60年目で建て替え(更新)する。建て替え時は費用を3年間に分割する。
- ・建設後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- ・建設後30年以上経過している施設の大規模改修積み残し費用は、当初10年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均2.8億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：15.0億円(40年間総額：600.8億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな建設を行わないとしても、1年当たりの事業費が約12.2億円超過する見込みとなります。

2) 道路

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・道路舗装部は15年で更新し、更新にかかる総費用を40年間で等分する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均1.2億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：6.8億円(40年間総額：270.7億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約5.6億円超過する見込みとなります。

※ 試算結果の年更新費用は、百万円単位を四捨五入しています。

3) 橋りょう

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・整備後60年で更新する。
- ・整備年不明の橋りょうについては、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・整備後60年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均0.8億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：1.2億円(40年間総額：48.6億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約0.4億円超過する見込みとなります。

4) 上水道管路

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・整備後40年で敷設替えする。
- ・整備年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・整備後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均2.0億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：5.9億円(40年間総額：236.1億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約3.9億円超過する見込みとなります。

※ 試算結果の年更新費用は、百万円単位を四捨五入しています。

5) 下水道管路

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・整備後50年で敷設替えする。
- ・整備年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・整備後50年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均0.5億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：1.5億円(40年間総額：60.3億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約1.0億円超過する見込みとなります。

6) 光ファイバー

【試算条件】

- ・新規整備分は試算に含めない条件とする。
- ・整備後40年で敷設替えする。
- ・整備後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

○ 年更新費用：0.2億円(40年間総額：8.7億円 ÷ 40年間) ※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約0.2億円超過する見込みとなります。

※ 試算結果の年更新費用は、百万円単位を四捨五入しています。

(3)長寿命化計画(個別施設計画)について

下記の施設については、各長寿命化計画による費用の試算に置き換えたものとした。

- 一戸町公営住宅等長寿命化計画（平成31年3月）
対象：小井田住宅、大観森第1住宅、大観森第2住宅、岩館第1住宅、小鳥谷駅前住宅、小鳥谷駅前南住宅、小鳥谷藤島住宅、小鳥谷藤島北住宅、奥中山第1住宅、奥中山第2住宅
「子育て支援住宅」大越田住宅、大川鉢住宅、砂森住宅、奥中山住宅
- 一戸町学校施設等長寿命化計画（平成31年3月）
対象：一戸小学校、一戸南小学校、鳥海小学校、小鳥谷小学校、奥中山小学校
一戸中学校、奥中山中学校、旧一戸幼稚園、食育センター
- 一戸町奥中山高原施設長寿命化計画（令和3年3月）
対象：自然休養村、奥中山高原センターハウス、観光天文台
- 一戸町橋梁長寿命化修繕計画（令和3年8月）
- 一戸町水道事業アセットマネジメント（平成24年）
- 一戸町下水道ストックマネジメント計画（令和2年1月）

また、長寿命化計画の試算期間後から令和43年までの間の費用については、長寿命化計画試算の年平均値としました。

(4) 公共施設等における維持更新の見込み

1) 耐用年数経過時に単純更新した場合(従来型)

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均7.2億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：30.6億円(40年間総額：1,225.2億円 ÷ 40年間)※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約23.4億円超過する見込みとなります。

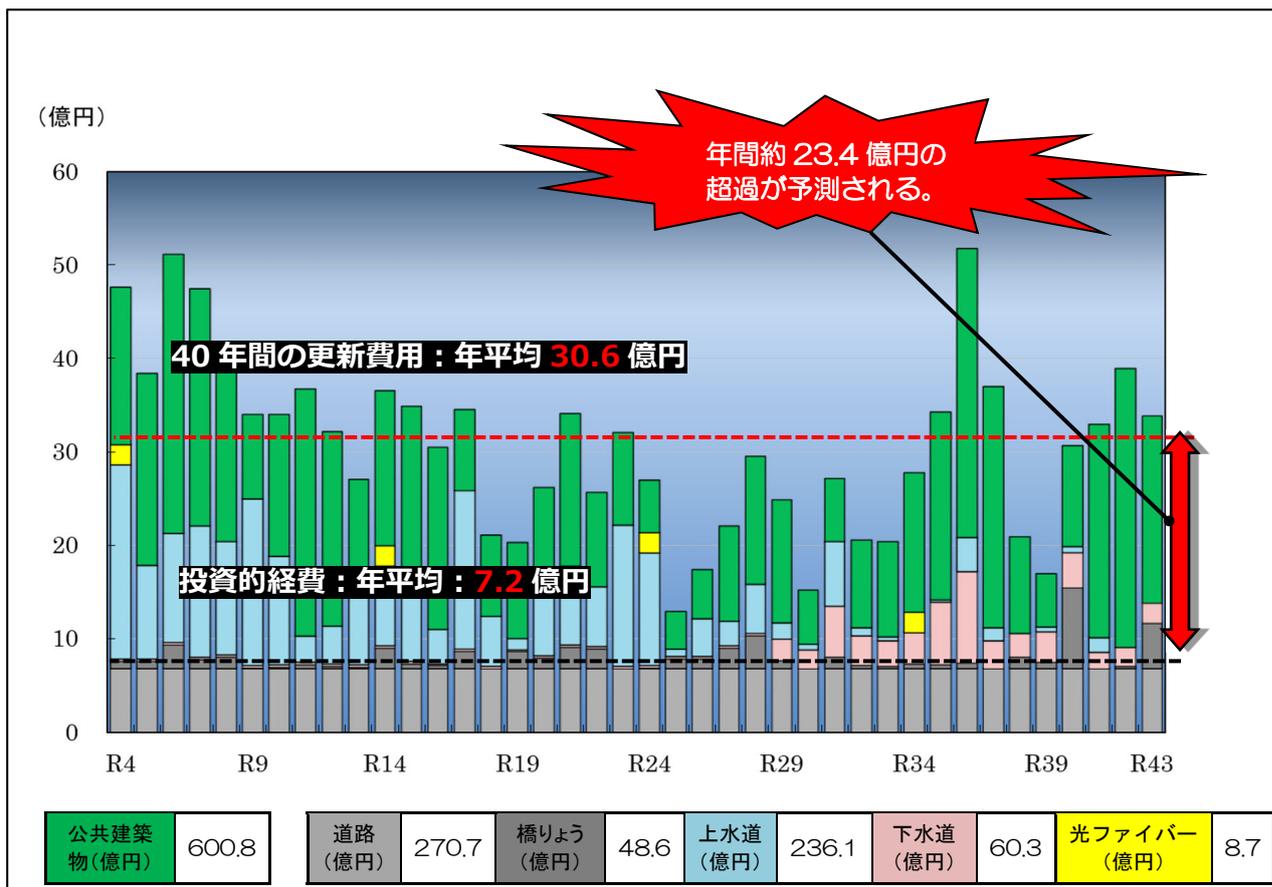


図3.2.1 今後40年間に要する公共施設等の維持更新費用の見込み

表3.2.2 中長期的な経費と充当可能な財源額との比較(年平均)

項目名	中長期的な投資		投資的経費 (直近5か 年平均)	事業費超過
	40年間総額	年更新 費用		
公共建築物	600.8	15.0	2.8	12.2
道路	270.7	6.8	1.2	5.6
橋りょう	48.6	1.2	0.8	0.4
上水道	236.1	5.9	2.0	3.9
下水道(公共下水道・農業集落排水施設)	60.3	1.5	0.5	1.0
光ファイバー	8.7	0.2	-	0.2
合計	1,225.2	30.6	7.2	23.4

※投資的経費は用地費は除きます。年更新費用は、百万円単位を四捨五入しています。
※端数処理のため、各欄の合計が一致しない場合があります。

2) 長寿命化を実施した場合

【試算結果】

○ 直近5年間の投資的経費：年平均7.2億円(令和2年度までの5年間)

○ 年更新費用：29.2億円(40年間総額：1,168.4億円 ÷ 40年間)※

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、1年当たりの事業費が約22.0億円超過する見込みとなります。

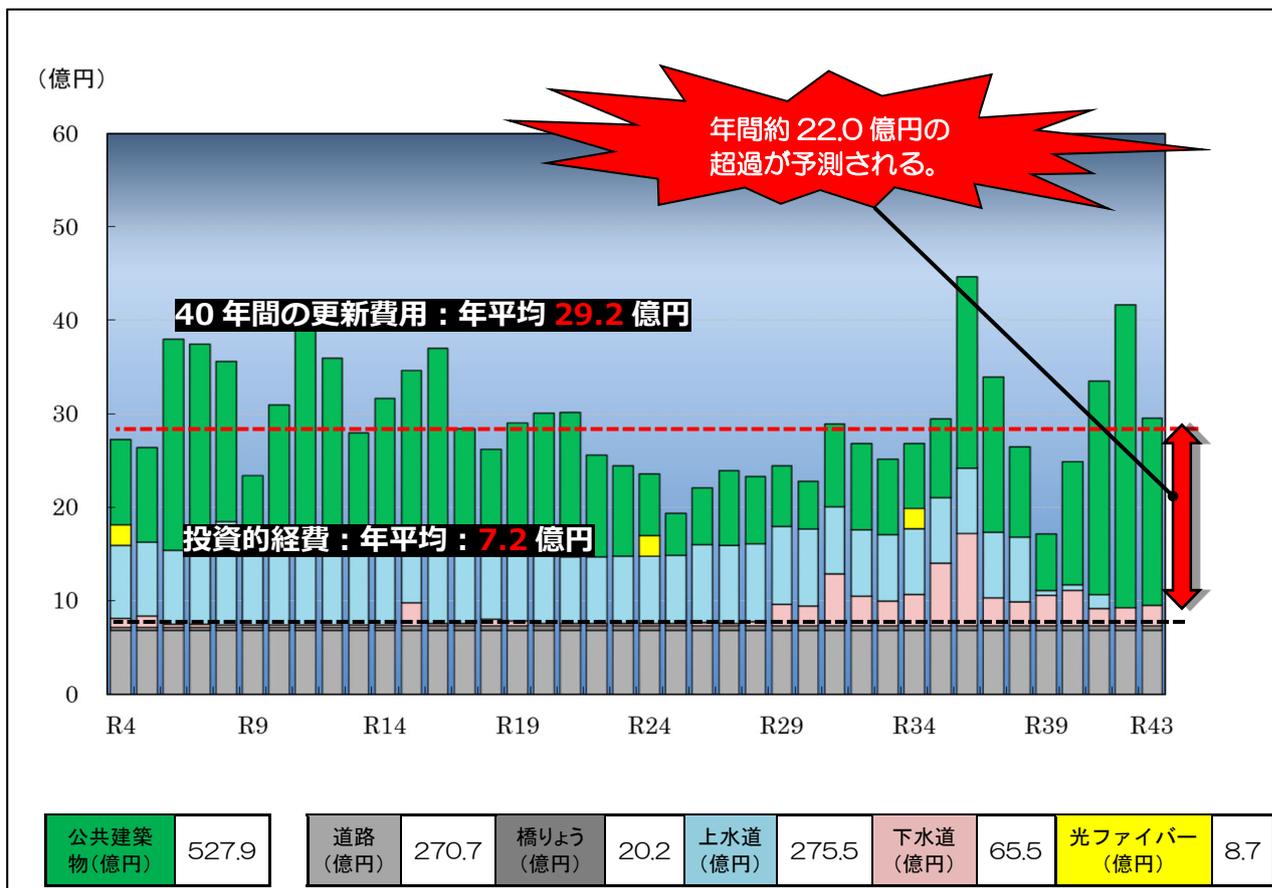


図3.2.2 今後40年間に要する公共施設等の維持更新費用の見込み

表3.2.3 中長期的な経費と充当可能な財源額との比較(年平均)

項目名	中長期的な投資		投資的経費 (直近5か 年平均)	事業費超過
	40年間総額	年更新 費用		
公共建築物	527.9	13.2	2.8	10.4
道路	270.7	6.8	1.2	5.6
橋りょう	20.2	0.5	0.8	-
上水道	275.5	6.9	2.0	4.9
下水道(公共下水道・農業集落排水施設)	65.5	1.6	0.5	1.1
光ファイバー	8.7	0.2	-	0.2
合計	1,168.4	29.2	7.2	22.0

※投資的経費は用地費は除きます。年更新費用は、百万円単位を四捨五入しています。
※端数処理のため、各欄の合計が一致しない場合があります。

3) 長寿命化を実施した場合の効果額

【試算結果】

以上までの試算から、

○ 従来型の中長期的な年更新費用：30.6億円(40年間総額：1,225.2億円)

○ 長寿命化型の中長期的な年更新費用：29.2億円(40年間総額：1,168.4億円)

となり、長寿命化を行うことで、1年当たりの事業費は約1.4億円の縮減となります。

ただし、直近5年間の投資的経費は約7.2億円のため、長寿命化を実施し、かつこれまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合でも、1年当たりの事業費が約22.0億円超過する見込みであるため、さらなる事業費の縮減は必須となります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識(3つの課題)

(1) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成27年の12,919人から令和27年には6,299人まで減少すると推計され、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(2) 公共建築物の大規模改修・建て替え等への対応

本町の公共建築物のうち、建築後30年以上経過した延床面積の割合は56.0%です。今後、多くの施設の更新時期を迎えることとなり、仮に新規施設を建築せず、既存施設を大規模改修・更新した場合、今後40年間で約600.8億円が見込まれています。

現在の投資に充当している財源では、大規模改修・建て替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建て替え等にかかる年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

(3) 厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、今後の生産年齢人口減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行、障がい者福祉の充実に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、公共施設等の維持・更新費用が今後40年間で年平均29.2億円の費用が必要となると推計されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

現在未利用になっている公共施設については、民間への貸し出しや売却等も検討するほか、今後の利活用が困難と思われる場合は処分することも検討します。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(3つの視点)

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う住民ニーズの変化に対応しながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、下記に示す「3つの視点」を重視し、住民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

具体的には、それぞれの視点に基づき定める「基本方針」に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設等のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

供給に関する基本方針

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

品質に関する基本方針

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

財務に関する基本方針

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建て替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方針

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 公共建築物

本町の公共建築物のうち、建築後30年以上経過した延床面積の割合は56.0%です。緊急に大規模改修や建て替えが必要な建築物は比較的少ないものの、今後、築30年未満の施設も含めた施設の更新時期が控えています。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施に当たっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは、公共施設を建設時期によって以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
① 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
② 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後16年以上経過した施設とする。
③ 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

①旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

②新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する施設（昭和50年代）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

③新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

2)インフラ資産

インフラ資産は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

1)公共建築物

施設の更新に当たっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定した上で機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建築物を延命化し建て替え等に係る負担の軽減を図ります。

2)インフラ資産

インフラ資産は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新に当たっては、各個別施設計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3)安全確保の実施方針

1)公共建築物

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除却など、安全性の確保を図ります。

2)インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

1) 公共建築物

「一戸町耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

2) インフラ資産

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

1) 公共建築物

公共建築物の長寿命化に当たっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化方策を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、長寿命化計画（個別施設計画）が策定済みの施設については、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。今後新たに策定する長寿命化計画（個別施設計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

2) インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定済みの橋りょうについては、「一戸町橋梁長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

1) 公共建築物

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

2) インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町を含む岩手県では急速な高齢化が進行する中、平成13年2月に従来のバリアフリーの視点からユニバーサルデザインを基本とした新たな「ひとにやさしいまちづくりの推進指針」を策定し、この指針に基づいて総合的、計画的に誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいます。

出典：「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」
(岩手県県土整備部) (2004 (H16) .3 公表)

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1) 庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

2) 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していく上で、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「一戸町行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行ってきましたが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPPやPFIの導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

3) 情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報誌等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 用途別の施設管理に関する基本的な方針

これまでの内容を踏まえ、用途ごとの施設管理に関する基本的な方針を整理します。

1. 公共建築物

施設用途	現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
1 学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育系施設の延床面積は 41,762.7 m²であり、公共建築物のうち 28.8%を占めます。 学校教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 25,257.6 m² (49 棟)あり、学校教育系施設のうち 60.5%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校施設等長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修や予防保全型の修繕を実施し、現状の施設の長期利用を推進します。 小・中学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、今後の施設のあり方を検討します。
2 町民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> 町民文化系施設の延床面積は 14,304.0 m²であり、公共建築物のうち 9.9%を占めます。 町民文化系施設で築 30 年以上が経過した施設は 10,609.1 m² (19 棟)あり、町民文化系施設のうち 74.9%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付け、移管等を含めて検討します。 「教育施設等維持管理計画」に基づき計画的な修繕を行うなど、適正な管理に努めます。
3 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設の延床面積は 3,683.8 m²であり、公共建築物のうち 2.5%を占めます。 子育て支援施設で築 30 年以上が経過した施設は 2,949.8 m² (12 棟)あり、子育て支援施設のうち 80.1%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代に必要な施設で効率的な維持管理・運営、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進します。 一部施設については、統合や用途の見直しを行い、適正な管理を実施します。
4 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設の延床面積は 20,597.1 m²であり、公共建築物のうち 14.2%を占めます。 産業系施設で築 30 年以上が経過した施設は 8,021.4 m² (30 棟)あり、産業系施設のうち 40.1%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討し効率的な維持管理・運営を推進します。 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
5	行政施設	<ul style="list-style-type: none"> 行政施設の延床面積は 9,608.5 m² であり、公共建築物のうち 6.6% を占めます。 行政施設で築 30 年以上が経過した施設は 6,388.0 m² (25 棟) あり、行政施設のうち 66.5% を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 各消防屯所については、地域の意見を確認しながら、統合を検討していきます。 いずれも町民生活に必要な施設で効率的な維持管理・運営を推進します。
6	スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション施設の延床面積は 16,396.3 m² であり、公共建築物のうち 11.3% を占めます。 スポーツ・レクリエーション施設で築 30 年以上が経過した施設は 4709.3 m² (27 棟) あり、スポーツ・レクリエーション施設のうち 28.7% を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、「教育施設等維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 「奥中山高原施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修や予防保全型の修繕を実施し、施設の長期利用を推進します。 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。
7	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉施設の延床面積は 9,224.8 m² であり、公共建築物のうち 6.4% を占めます。 保健・福祉施設で築 30 年以上が経過した施設は 1,297.0 m² (4 棟) あり、保健・福祉施設のうち 14.1% を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 町民ニーズを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。
8	町営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅の延床面積は 5,999.1 m² であり、公共建築物のうち 4.1% を占めます。 町営住宅で築 30 年以上が経過した施設は 2,377.0 m² (26 棟) あり、町営住宅のうち 39.6% を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
9	子育て支援住宅	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援住宅の延床面積は3,709.4㎡であり、公共建築物のうち2.6%を占めます。 子育て支援住宅で築30年以上が経過した施設は2,655.9㎡(4棟)あり、子育て支援住宅のうち71.6%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
10	歴史的建造物	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の延床面積は1,116.4㎡であり、公共建築物のうち0.8%を占めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の延床面積は14,606.5㎡であり、公共建築物のうち10.1%を占めます。 その他築30年以上が経過した施設は13,786.6㎡(54棟)あり、その他のうち97.0%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 廃止対象の建築物は、建築物の解体、跡地の売却又は有効活用方策の検討などを進めます。
12	インフラ関連施設	<ul style="list-style-type: none"> インフラ施設の延床面積は3,936.4㎡であり、公共建築物のうち2.7%を占めます。 インフラ施設の築30年以上が経過した施設は1,864.5㎡(25棟)あり、インフラ施設のうち47.4%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活に必要な施設で予防保全に努め、効率的な維持管理・運営を推進します。

2. インフラ資産

施設用途	現状及び課題	施設管理に関する基本方針
1 道路	<p>総延長は、約413kmです。 総面積は、約216万㎡です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
2 橋りょう	<p>全数量は、118橋です。 総面積は、約10,846㎡です。 ※整備後30年以上が62%超です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法定の橋りょう定期点検を計画的に実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適正な維持管理を推進します。
3 上水道施設	<p>総延長は、約242kmです。 ※整備後30年以上が約48%超です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、安定した給水の確保を図ります。 • 「水道事業アセットマネジメント」の基準更新周期による更新需要に基づき、計画的な維持管理を推進し、効率的な運用を推進します。
4 下水道施設	<p>総延長は、約54kmです。 ※下水道管路は比較的新しく、今後10年以内に築30年を迎えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。 • 「下水道ストックマネジメント計画」による長期的な修繕や改築を進めていきます。 • 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。
5. 光ファイバー	<p>総延長は約128 kmです。 ※平成23年以降に整備されており比較的新しい施設です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めるとともに、庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを行う部署の設置を検討していきます。

また、公共施設等のマネジメントの推進に当たっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。

そのため、固定資産台帳の情報を利活用するほか、今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、その上で、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

①計画(Plan)

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

②実施(Do)

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

③検証(Check)

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④改善(Action)

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「Plan (計画)」を見直します。

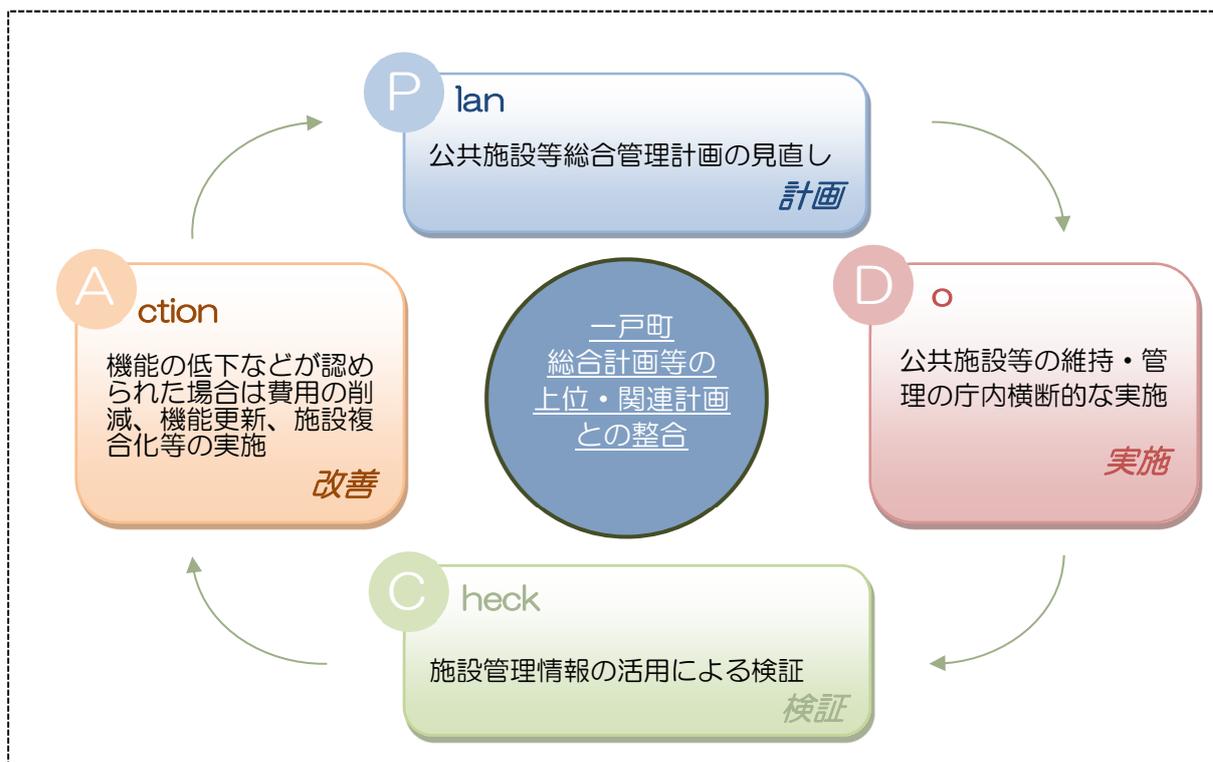


図6.2.1 フォローアップの実施イメージ

一戸町公共施設等総合管理計画

令和4年3月改訂

【この計画に関するお問合せ先】

一戸町総務部 総務課

電話 : 0195-33-2111 (代表)

FAX : 0195-33-3770 (代表)

E-mail : soumu@town.ichinohe.iwate.jp